

檢束者の釋放を求めたるも拒絶せられたる爲遂に不穩當なる
行動に出でたるを以て卽座に元飯、宮崎の兩人は檢束處分に
附せられるに至つた。

一月十六日午後五時被檢束者六名は夫々嚴重なる説諭を受け
釋放されたのであるが此儘本件を打切るとは組合將來に影
響するものなりとて前項歎願書を作成し十八日事業主に手交
して其の回答を求めたる處翌日回答することとなつた。

十
解 決 狀 況

一月十九日事業主は各項目に就ては何れも善處すとの回答を
なしたるに當し組合側は之を諒として一應解決を見たのであ
る。

發第九四號

昭和十二年六月八日

福岡出張所長 清 原 進

太宰府神社神苑内寫眞撮影従業員労働爭議狀況別紙の通
御送付申上候